

安全で安心な職場をつくりましょう

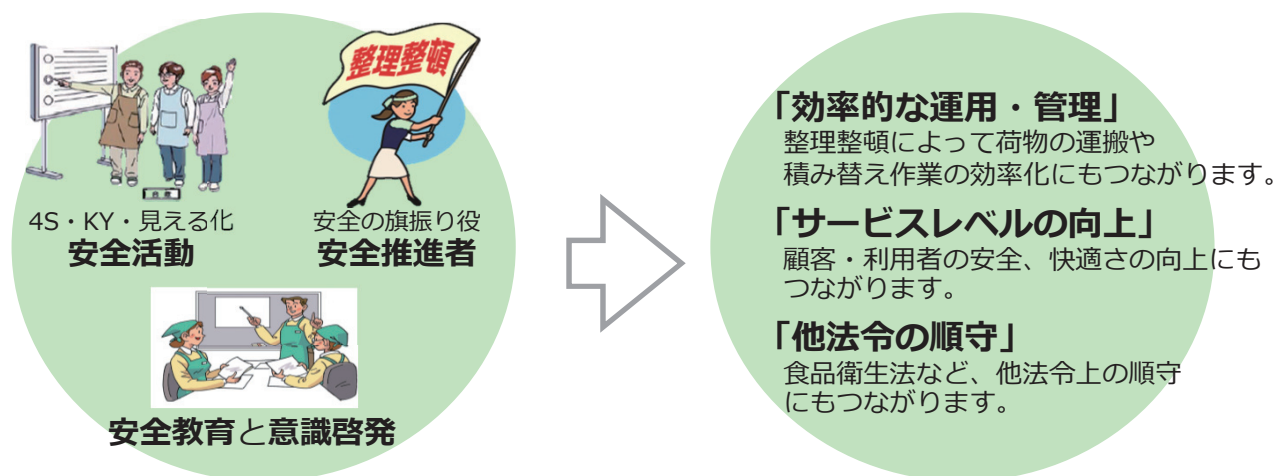
小売業・社会福祉施設・飲食店をはじめとする第三次産業では、多くのパート、アルバイト、派遣労働者などが働いています。

安全で安心な職場環境は、働く方にとって大切なだけでなく、顧客や利用者に対するサービスの向上にもつながります。そのため、トップと従業員全員が積極的に安全活動に取り組むことが重要です。

＜職場の安全について、再点検してみましよう＞

	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>	ページ
1	職場内で「4S活動」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>	} 2
2	職場内で「KY活動」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>	
3	危険の「見える化」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>	
4	従業員への安全教育・研修は行っていますか？	<input type="checkbox"/>	} 3
5	朝礼や夕礼で安全意識の啓発を行っていますか？	<input type="checkbox"/>	
6	事業場のトップが安全パトロールを行っていますか？	<input type="checkbox"/>	} 4
7	安全推進者を選任していますか？	<input type="checkbox"/>	

＜職場での労働災害防止対策とその効果＞



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

安全活動ってなんですか？

安全活動には、
「4S活動」、「KY活動」、危険の「見える化」などがあります。

「4S活動」とは、労働災害の原因を取り除くこと

4Sは整理・整頓・清掃・清潔の頭文字です

「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を日常的に行うのが4S活動です。
4S活動は、労働災害防止だけでなく、作業の効率化にも効果があります。

整理… 必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分すること

整頓… 必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

清掃… 作業する場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除くこと

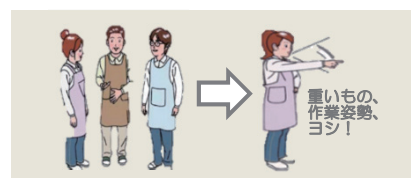
清潔… 職場や機械、用具などのゴミをきれいに取って清掃した状態を続けること、作業者自身も身体、服装、身の回りを汚れのない状態にしておくこと



「KY活動」とは、潜んでいる危険を見つけること

Kは危険、Yは予知の頭文字です

ついウっかり・ボンヤリする、近道や省略などの横着をする、このような人の行動特性が誤った動作などの不安全な行動（ヒューマンエラー）をもたらし、事故や災害の原因となります。



こうした事故や災害を防止するため、仕事を始める前に、どんな危険が潜んでいるか、「これは危ない」という危険な箇所について確認し合います。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが「指差し呼称」で安全を先取りしながら業務を進めます。このプロセスを、「KY活動」と呼びます。

危険の「見える化」とは、危険を共有すること

危険の「見える化」とは、職場の危険を従業員全員で共有するために可視化（＝見える化）することです。

KY活動で見つけた危険なポイントに、ステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。

墜落や衝突などのおそれのある箇所が分かっているならば、慎重に行動することができます。



<ステッカーの種類>

従業員全員への教育、安全意識の啓発を行きましょう

<当事者意識を高める「安全意識の啓発」と正しい作業方法を学ぶ「雇入れ時の安全教育」>

- ◆労働災害を防ぐためには、「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「器具の正しい操作方法」などを、従業員全員が共有する必要があります。
- ◆そのため、「どんな災害が起きているか」「災害が起こるとどうなるか」などを共有する従業員の**安全意識の啓発**と「どうしたら災害は防げるか」「正しい作業手順（マニュアル）」などを従業員に周知する**安全教育・研修**が必要です。
- ◆特に、初めて職場に就いた従業員には、**雇入れ時に安全教育**を必ず行う必要があります。

<朝礼・夕礼などを活用した安全意識の啓発>

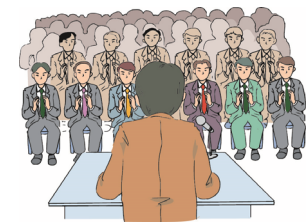
- ◆店長・部門長や施設長から、従業員全員に対して、自事業場や他事業場で発生した労働災害をはじめ、その月の労働安全目標を周知し、繁忙期などの時期やイベントに応じた労働災害防止のための注意事項を周知します。
- ◆パートやアルバイトは、勤務時間が多様で全員が集合する機会は少ないかもしれませんが、伝達者を決め、さまざまな機会を通じて全員に周知することで、**当事者意識が高まる**ことが期待されます。

<労働災害やヒヤリ・ハット事例の情報共有・注意喚起>

- ◆労働災害事例やヒヤリ・ハット事例などの情報を、従業員の目に触れる場所（掲示板、休憩所など）に張り出し、従業員の注意を促します。
- ◆労働災害情報には、事故の状況、原因、対策などを記載します。
災害事例、ヒヤリ・ハット事例は「**職場のあんぜんサイト**」(P.4)からも入手できます。
- ◆「ヒヤリ」とした、「ハット」した体験など、従業員が感じた職場の危険について、意見箱を置くなどにより「**ヒヤリ・ハット事例**」を収集したり、「ヒヤリ・ハット事例」への改善提案を募ることで、**全員参加**を促しましょう。

<労働安全キャンペーン>

- ◆労働災害防止活動を強化することを目的として、キャンペーン（重点期間）を設けることも重要です。
- ◆例えば、1年のある月を「**労働安全月間**」と定め、この月間に安全教育を行うことで、労働安全に対する意識をより高めることが期待できます。
- ◆また、従業員一人ひとりが「**労働災害ゼロ宣言**」などの目標を宣言する取り組みをしている会社もあります。



安全活動を推進するためには？

<トップが率先して行動する>

- ◆労働災害防止のためには、トップ（事業者や経営首脳など）が自ら従業員の安全衛生に対する姿勢を明確にすることが必要です。トップが**安全衛生の基本方針を策定**し、従業員全員に表明しましょう。
- ◆また、トップが率先して行動することも重要です。直接現場に出向き、安全を指導をする「**トップの安全パトロール**」などによって、**従業員全体の安全に対する意識が向上**します。

<安全推進者を配置しましょう>

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン
(厚生労働省労働基準局長通達)

安全活動は、「誰かがしてくれる」ということでは、労働災害の防止に効果のある活動はできません。

安全活動を推進するためには**旗振り役**が必要です。
「**安全の担当者**」 = 「**安全推進者**」を配置しましょう。



<安全推進者の職務>

- 職場環境、作業方法の改善に関すること
- 安全意識の啓発、安全教育に関すること
- 関係行政機関への安全についての各種報告、届出などに関すること

<安全推進者を配置するときのポイント>

- ◆安全推進者は、事業場ごとに**1人以上**配置する。
(安全推進者の職務を遂行できる範囲であれば、一定の区域内で、1人の安全推進者が複数の事業場を担当することもできます。)
- ◆安全推進者を配置したときは、**名前を作業場に掲示**して、周知します。
- ◆事業者は、安全推進者が活動しやすいように、**必要な権限**を与えた上で、能力向上にも配慮します。

職場の安全活動については、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

<ポータルサイト>

「第三次産業における労働災害防止対策について」(安全衛生についての資料)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html>

「職場のあんぜんサイト：災害事例」(災害事例・ヒヤリハット事例)

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html

第三次産業 安全衛生 検索

あんぜんサイト 検索

<パンフレット>

「第3次産業で働く皆さまへ～安全で安心な職場をつくるために～」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195.html>

安全で安心な職場 検索